

# 不動産事業者紹介制度の概要

管理不十分な空き家を増やさない取り組みとして、空き家を「貸したい」「売却したい」などの希望がある所有者の皆さんを対象に、空き家の利活用についての相談できる業者を、不動産事業者団体を通じて紹介する制度を平成30年度に創設しました。

## 制度の利用方法

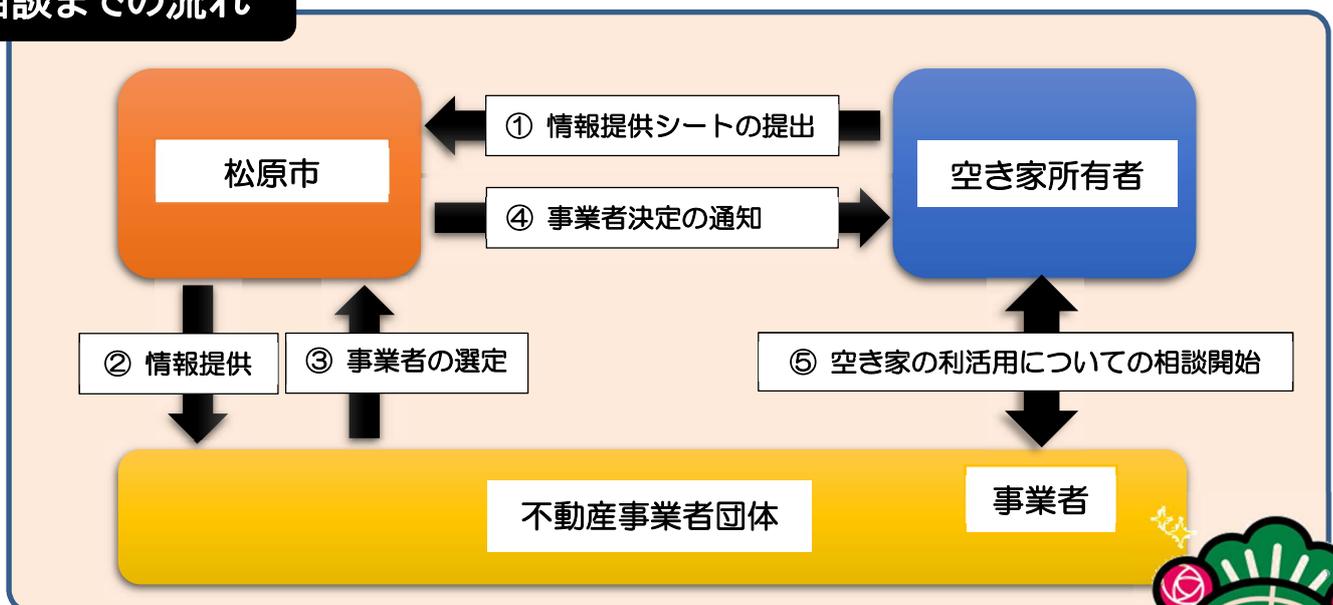
相談を希望される場合は、下記の「相談にあたっての注意点」をお読みの上、裏面の「空家等に関する情報提供シート」にご記入いただき、押印のうえ、まちづくり推進課まで提出してください。提出方法につきましては、直接窓口へ持参、又は郵送のいずれかとなります。

## 相談にあたっての注意点

※必ずお読みください。

- ご記入いただいた個人情報は、当該空き家の売買・賃貸等の取り扱いに関する相談・契約の目的以外には利用しません。
- 取扱事業者から、電話にて連絡させていただきますので、日中につながる電話番号をご記入ください。
- 相談の結果、当該空き家の売買・賃貸等の取り扱いに関する契約を結んだ場合には、仲介手数料が必要となります。詳しくは取扱事業者にご確認ください。
- 松原市は、当該空き家に関する相談の結果について、事業者団体から報告を受けることとなっています。ただし、当該空き家の所有者と取扱事業者との契約関係については、一切関与しません。

## 相談までの流れ



【問合せ】松原市役所 都市整備部 まちづくり推進課  
〒580-8501 松原市阿保1丁目1番1号  
TEL:072-334-1550 (内線2605)

